

2002年1月31日

2002年(平成14年)(ヨ)第10012号業務妨害禁止仮処分命令申立事件

債務者意見書

債権者 学校法人関西大学

債務者 大阪教育合同労働組合

代表者 執行委員長 原田恵子

大阪地方裁判所 御中

記

第1. 関大争議の経過

1. 債権者の法律違反行為

債権者と債務者との間の労働争議の経過については、甲第8号証1「不当労働行為救済申立書」3.(2)および(3)のとおりである。

これを要約すると以下の通りである。

すなわち、債権者は組合員を不当に解雇するだけでなく、雇用保険に加入していないため解雇・失業とともに組合員の生活を困窮させ、年金制度にも加入していないため組合員の将来の生活を不安に落とし込めるのであるから、債務者は組合員の生活を守ることを目的に、雇用期制限の撤廃 雇用保険への加入 私学共済への加入(健康保険・年金)を求めてきたものである。しかるに債権者は、誠実な団交義務を果たさなればかりか、雇用保険加入を要請する大阪労働局雇用保険課からの行政指導にも従わず、違法行為を続けてきた。解雇が不当であるか否か、団交が誠実であったか否かは、現在大阪地労委で審査が続いているため、その判断を待つことができるが、雇用保険・社会保険未加入という法律違反について、行政指導にも従わない債権者の行為は犯罪的である。

監督官庁の再三の行政指導に従わないとなれば、債務者としては世論の喚起を促す以

外に債権者に法律を守らせる方法を持たない。そこで、債務者は2001年11月15日にストライキでもって要求の実現を求めるとともに、関西大学の教職員・学生に支援を訴えた。

2. 債務者のストライキと債権者による妨害行動

ストライキ当日、債務者が登校する教職員・学生にストライキの支援を訴える宣伝活動を始めると、池内理事(総務局長)や小西大学事務局長を先頭にした職員約50人が、妨害行動に出てきた。ビラを配布する組合員を口汚くののしり、体当たりをしてビラ配布を中止させようとしてきた。また、原田執行委員長がストライキ通告を読み上げて手交しようとする、小西事務局長は、「関西大学には解雇制度など無い。こんなストライキ通告は受け取れない」と受け取りを拒否した。その足で小西事務局長は、ストライキに入った組合員に近づき、「学生が教室で待っている。なぜ教えに行かないのか」と、ストライキ脱退工作を開始した。

次に債権者は、関西大学の名前の入った「戦闘服」をきた屈強な男にカメラを持たせ、スト参加者と支援者の顔写真を撮り始めた。組合員たちがこれに抗議すると、ただちに他の職員が組合員を羽交い締めにして、抗議を力づくで妨害した。さらに、この戦闘服カメラ男は、風邪を引いてマスクをしていた組合員(甲第10号証7)に近づき、「マスクを取らんかい。顔を見せられへんのか」と怒鳴り、組合員が「風邪を引いているのだ」というと、「何を言うとするんじゃ。そんなに元気なくせに」とヤクザまがいに威嚇を続けたため、組合員は恐怖のあまりマスクをはずすこととなった。債権者はこの男の行動を制止するどころか、逆に抗議する組合員を暴力で押さえる始末であった。

債権者の執拗なスト破壊行動にもかかわらず、債務者はストへの支援を訴え続けた、登校する学生からは、質問が相次ぎ、債務者は解雇問題や法律違反の実態を説明した。この争議を支持する学生が、マイクをもち、関西大学の暴力体質は学内でも蔓延しており、就職差別事件なども闇に葬られようとしてきたことが報告され、今回の外国人差別や法律違反を関西大学からなくするために、支援を続けていきたいとの激励がなされた。また、関西大学で教える非常勤講師もマイクを持ち、3年で解雇する制度がいかに理不尽かを訴え、改革が必要だと大学に要求した。こうした学生や講師たちの激励は、ストに入った組合員にとって、大きな励みとなった。

第2．入試行動の取り組み

1．争議における入試行動の位置

上記の通り、債務者がストライキをもって要求の実現および世論の喚起を行ったことに対して、債権者はこれへの報復として債務者組合員に嫌がらせを始めた（甲第8号証1「不当労働行為申立書3.(3)．および」）。

こうした状況に至り、債務者は要求の実現、とりわけ債権者に法律を守らせるためには、さらに一層の世論の喚起を求める以外に方法はないと判断し、これから関西大学で学ぶ学生にも真実を伝え、入学の暁には、法律を守る大学へと「改革」する取り組みに参加するように訴えることとした。

債務者が組織する組合員には、国公立・国私立・国籍を問わず小学校から大学までの教員が多いものの、関西大学を受験するすべての高校生等と接触ができるほど多くの学校をカバーしているものではない。したがって、受験生に上記のアピールを行うには、受験会場に赴く他はないのである。

2．2月3日の安全性

関西大学の2月入試日程は2月1日から8日までとなっているが、アピール行動を2月3日に行うのは、日曜日だからである。

債務者の組合員は先に述べたとおり、平日は学校等での勤務があり、組合活動に参加しにくい。それでも必要性があれば、有休等を利用して参加するが、多数の参加を望めない。

ところで上述の通り、昨年11月15日のストライキ支援行動に参加した組合員は、債権者の暴力的なスト破壊行為に恐怖をいただいたため、以降、債務者として少人数での活動を指示することは不可能となった。そこで、多くの組合員の参加が期待できる日曜日の行動を指示することとなった。債務者として、2月3日以外の日に行動をおこなうとなれば、先のストライキ当日のような債権者から暴力を受けたり、怪我をさせられる危険性が高くなると考えざるを得ない。組合員の身体の安全を確保して、アピール行動を行うには、2月3日の日曜日が最適なのである。

3．アピール方法

債務者は、受験生へのアピール行動を行うにあたり、債権者学校用地に立ち入ったり、

受験生の学校用地への立ち入りを妨害することなどさらさら考えていない。また、そのようなことが起こるはずがない。なぜなら、上記(1)のとおり、受験生が入学の暁に、大学改革に参加することを訴えるのであるから、そのアピール行動は受験生の入試受験を励ますことに主眼がある。それになにより、債務者組合員の教え子たちが受験するのであるから、これを妨害するなど考えもつかない発想である。

また、債務者はアピール行動にあたり宣伝カーによる宣伝の必要性は全くないと考えている。債権者は、申立書3.(3)において、債務者が先のストライキ当日に「ハンドマイクを使用しての大音声で騒然とした状況を生じさせた前例もある」と主張しているが、全くの虚偽である。債務者組合員の多くが学校教員であることから、授業の妨害となるようなアピール行動を行うはずもなく、当日は登校する学生に聞こえるか聞こえないかの小音声で訴えたにすぎない。ましてや、今回のアピール行動は、ストライキ支援行動とは異なり、先に述べた目的を果たすためであるのだから、宣伝カーによる宣伝が逆効果になることは債務者の熟知するところである。したがって、債務者はアピール行動を整然と粛々と行うつもりである。

アピール行動は、受験生が学校用地内に入りきると、当然のこととして終了する。その時刻は、午前10時を回らないであろう。午前9時半を回った頃と推定される。

第3 . 結語

以上の通り、債務者が企画している組合活動は、全く違法性がないばかりか、憲法に保障された「表現の自由」、「団結権等」の範囲での活動である。ましてや、債権者の違法行為について世論の喚起を求めるものであり、法律を守る立場からは奨励されてしかるべき活動である。

それを債権者のように、自らの法律違反が公然と明らかにされるのを嫌がり、本件のような申立におよぶとは、「盗人猛々しい」と言わなければならない。

裁判所におかれては、債務者の上記アピール行動が整然・粛々と行われるように、本件申立を却下(棄却)されたい。

以 上